

9 月 1 6 日 (火)

(第 1 日 目)

平成26年第4回南関町議会定例会（第1号）

平成26年9月16日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

7番 鶴地 仁君

8番 田口 浩君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 請願の委員会付託等について

日程第5 報告第4号 平成25年度南関町財政健全化判断比率の状況について

日程第6 議案第45号 南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第7 議案第46号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第8 議案第47号 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第9 議案第48号 南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第49号 平成25年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第50号 平成25年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第51号 平成25年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第52号 平成25年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 議案第53号 平成25年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 議案第54号 平成25年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 議案第55号 平成25年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出

決算認定について

- 日程第17 議案第56号 平成25年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第57号 平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議案第58号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成26年度南関町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第20 議案第59号 平成26年度南関町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第60号 平成26年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第61号 平成26年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第62号 平成26年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第63号 平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第64号 平成26年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第65号 字の区域の変更について
- 日程第27 議案第66号 字の区域の変更について
- 日程第28 議案第67号 字の区域の変更について
- 日程第29 議案第68号 町道の路線廃止について
- 日程第30 議案第69号 町道の路線認定について
- 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第32 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 立山比呂志君 | 2番 杉村博明君 |
| 3番 井下忠俊君 | 4番 立山秀喜君 |
| 5番 境田敏高君 | 6番 打越潤一君 |
| 7番 鶴地仁君 | 8番 田口浩君 |
| 9番 山口純子君 | 10番 本田眞二君 |
| 11番 橋永芳政君 | 12番 酒見喬君 |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町	長	佐藤安彦君	住民課	長	菅原力君
副町	長	本山一男君	福祉課	長	坂井智徳君
教育	長	大里耕守君	経済課	長	西田裕幸君
総務課	長	堀賢司君	建設課	長	古澤平君
会計管理者		木村浩二君	教育課	長	大石和幸君
まちづくり推進課	長	大木義隆君	延寿荘	長	福井隆一君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	松本寛君	書記	坂口智美君
--------	------	----	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。

ただ今から平成26年第4回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番議員、8番議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、本日から9月24日までの9日間にしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は本日から9月24日までの9日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、平成26年度町村議会正副議長研修会についてであります。本研修会は、去る8月5日、熊本市の熊本県市町村自治会館で開催されました。コア・レポート編集長の辺真一氏を講師に迎え、「拉致・核・ミサイルと日朝関係の行方」という演題で講演がありました。拉致被害者の救出については、今回の交渉が事実上、最後の交渉となり、その結果次第では安倍内閣の支持率にも大きく影響してくること、核・ミサイル問題については日本、米国、韓国や中国、北朝鮮との複雑な国際関係の中において、日本の国益から見る外交のあり方を講演者の私見を交えながら、詳しく解説されたところでございます。

報告の第2点は、平成26年度町村議会常任委員長・議会運営委員長の研修についてであります。本研修会は、去る8月25日、益城町のグランメッセ熊本にて開催されました。国際医療福祉大学大学院教授の高橋紘士氏を講師に迎え、「地域包

括ケアの時代の医療福祉介護」という演題で講演がありました。団塊の世代が75歳以上の後期高齢層に達するのが2025年頃であり、日本の人口の4人に1人が75歳以上となるのが2050年頃で、しかも、2060年頃までは、75歳以上が2,000万人台を維持していくとの予測が出ております。こうした状況の中では、従来の施設病院型医療、介護システムから支援付き地域による地域完結型のシステムに転換を図ることが必要となり、地域でのケア体制の整備を充実させることが社会給付費の地域内循環を高め、地域経済の活性化にも繋がっていくとの解説をされました。

報告の第3点は、例月出納検査等報告及び平成26年度第1回定期監査の結果についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員大木敏晴君、打越潤一君より、平成25年度分の26年5月分、平成26年度5月分、6月分、7月分の出納検査等報告書及び平成26年度第1回定期監査の結果についての報告がなされております。内容については、その写しをお手元に配付しておりますので、これを省略します。

-----○-----

日程第4 請願の委員会付託等について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、請願の委員会付託等についてです。

本日まで受理いたしました請願は、請願1件。

所管の委員会に付託し、お手元に配りました陳情文書の写しのとおり、1件を配付いたしましたので、報告いたします。

ここで、町長からの挨拶の申し出がっておりますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆さま、改めまして、おはようございます。

平成26年第4回南関町議会定例会の開会において、平成26年度補正予算案、その他、諸議案のご審議をお願いするにあたり、一言ご挨拶を申し上げ、議員各位並びに町民の皆さまに一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

まずもって、8月20日に広島市で発生しました集中豪雨に伴う土砂災害により、70名を超える方がお亡くなりになりましたが、亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますと共に、被害に遭われた方へのお見舞いを申し上げます。実は、この日の2日後、22日には南関町でも時間雨量57ミリという集中豪雨が発生しております。幸いにも大きな被害には至りませんでした。今後もしつどこで発生するか分からないようなゲリラ豪雨もありますので、厳重な注意が必要な状況にあります。本町においては、各地域の自主防災組織により、積極的な防災訓練等も実施いただいておりますが、今後も引き続き災害等に対する啓発や訓練に積極的に取り組んでいきたいと思っております。国においては、全国的な

人口減少や少子高齢化の問題が大きく取り上げられており、第2次安倍改造内閣では、地方創生担当大臣が新設され、地方創生の司令塔となるまち・ひと・しごと創生本部も発足されたところでございます。町としましても従来の発想にとらわれることなく、創意工夫を活かすと共に国の予算面にも注視する中で、町の活性化に繋がるような取り組みをしていかなければならないと考えております。

私も4月9日に町長に就任させていただき、約5カ月が経過しましたが、本町の大きな課題でもある人口減少傾向に歯止めをかけ、町の活性化を図るためには、地域住民の皆様方の沢山の声をお聞きすることも重要であると考えております。これまでも南関中学校3年生との意見交換会や町若手職員との昼食会、いろんな場所での意見交換等をさせていただきましたが、いよいよ10月からは本年度より開始します南関町協同のまちづくり出前講座や各校区での50歳未満と50歳以上に分けた地域懇談会をスタートさせていただきます。昨日はこれに先立ち、東豊永区の敬老会の中で町保健センターより職員が出向いて、健康づくりについての出前講座をさせていただきました。非常に効果があったものと思っております。今後も様々なご意見・ご要望を伺いながら、行政運営に役立てていくことができればと思えます。また、10月7日からの1週間は、熊本県南関町プレゼンツ「難関突破の日」in銀座熊本館を東京で開催しますが、町内18の商店や団体の皆様の協力もいただいております。南関町の素晴らしさを全国に向けて発信していきたいと思えます。農業関連では担い手や後継者不足、耕作放棄地の問題等の対応策の一つとして、町全体での薬草栽培を大手薬品会社との契約栽培でできないかと検討しており、生産組合の設立も含めて、年内には先進地への視察なども実施していきたいと考えております。また、町庁舎、公民館の建て替え、延寿荘の民営化についても要綱等の整備も出来ましたので、検討委員会を設置しての協議を進めていきたいと考えております。

続きまして、今回の議案の提案につきましては、報告が1件、専決処分報告及び承認を求めることについてが1件、条例の制定が3件、条例の一部改正が1件、平成25年度一般会計ほか、各特別会計の歳入歳出予算認定が9件、平成26年度一般会計補正予算のほか、各特別会計の補正予算が6件、字の区域変更についてが3件、町道の路線廃止、認定が各1件、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてが2件を提案しております。特に、一般会計補正予算案は、6,269万2,000円を追加し、一般会計の総額を57億5,000万3,000円としているところでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたしまして、定例会開会にあたってのご挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

日程第5、報告第4号から日程第32、諮問第2号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

従って、日程第5、報告第4号から日程第32、諮問第2号までの議案を一括上程することに決定いたしました。

-----○-----

- 日程第 5 報告第 4号 平成25年度南関町財政健全化判断比率の状況について
- 日程第 6 議案第45号 南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第46号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第47号 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第48号 南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第49号 平成25年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第50号 平成25年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第51号 平成25年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第52号 平成25年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第53号 平成25年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第54号 平成25年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第55号 平成25年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第56号 平成25年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第57号 平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について

算認定について

- 日程第 19 議案第 58 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成 26 年度南関町一般会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 20 議案第 59 号 平成 26 年度南関町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 21 議案第 60 号 平成 26 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 22 議案第 61 号 平成 26 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 23 議案第 62 号 平成 26 年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 24 議案第 63 号 平成 26 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 25 議案第 64 号 平成 26 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 26 議案第 65 号 字の区域の変更について
- 日程第 27 議案第 66 号 字の区域の変更について
- 日程第 28 議案第 67 号 字の区域の変更について
- 日程第 29 議案第 68 号 町道の路線廃止について
- 日程第 30 議案第 69 号 町道の路線認定について
- 日程第 31 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 32 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（酒見 喬君） 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので、確認をしてください。事務局長。

○議会事務局長（松本 寛君） [議案名朗読]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れ等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただ今から提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 報告第 4 号、平成 25 年度南関町財政健全化判断比率状況についてご説明いたします。

地方公共団体の健全化に関する法律第 3 条の規定により、地方公共団体の長は毎

年度、前年度の決算の提出を受けた後、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を受けて、当該健全化比率を議会に報告しなければならないと規定されているところです。

次ページをお願いします。健全化判断比率の状況（平成25年度決算）でございます。

まず、実質赤字比率につきましては、早期健全化基準15%に対しまして、実質収支額が1億2,149万5,000円の黒字であるため、実質赤字比率はございません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、早期健全化比率20%に対しまして、3億4,244万1,000円の黒字であるため、連結赤字比率はございません。実質公債費比率につきましては、公債費及び公債費に準じた経費の比重を過去3年間の平均で示す数字で、早期健全化基準25%に対しまして、実質公債費比率は8.4%となっています。将来負担比率につきましては、詳細残高のほか、一般会計や特別会計が将来負担すべき実質的な負債を捉えた数字で、早期健全化基準350%に対しまして、将来負担比率は基準内の4.4%となっています。

次のページに監査委員の意見書を添付しております。

以上、報告します。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 第45号議案、南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由及び内容についてご説明を申し上げます。

南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由につきましては、子ども・子育て支援法第34条第2項は特定教育・保育施設の設置者は市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育を提供しなければならないこととし、法第46条第2項においては、特定地域型保育事業は市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならないと定めています。

従いまして、これらの運営に関する運営基準を定める条例を制定する必要があるため、ご提案を申し上げるものでございます。定める基準といたしましては、内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に基づき、従うべき基準、参酌すべき基準に従い定めるものとされており、基本として、府令に基づき、条例の基準を定めているものでございます。

次のページをお願いいたします。内容について、ご説明をいたします。

まず、条例全体における目次でございます。章及び節の構成は基準府令のとおり、第1章総則、第2章で特定教育・保育施設の基準を、第3章で特定地域型保育事業の基準を定めることとし、2章と3章については、それぞれ利用定員基準、運営基準、特例施設型給付に関する基準という3節を設ける構成といたしております。

まず、第1条でございます。条例の趣旨といたしまして、この条例は子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとするものと定めるものでございます。第2条で用語の定義を1号から、次のページになりますけれども、24号において定めるものでございます。第3条では特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の双方に共通の一般原則を第1項から第4項において、定めるものでございます。

右のページをお願いいたします。第4条では、利用定員に関する基準を定めるもので、その利用定員の数を20人以上とする。第2項で、区分ごとの利用定員を定めるものでございます。第5条では内容及び手続きの説明及び同意に関することについて、第1項から第6項において定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第6条では正当な理由のない提供拒否の禁止等に関することについて、第1項から第5項において定めるものでございます。

第7条ではあっせん、調整及び要請に対する協力に関することについて、第1項、第2項において定めるものでございます。

右のページをお願いいたします。第8条では受給資格等の確認について、第9条では支給認定の申請に係る援助について、第10条では心身の状況等の把握について、第11条では小学校との連携について、第12条では特定教育・保育の提供の記録について、第13条では利用者負担額等の受領について、第1項から第6項において定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。1番下になります。第14条でございます。施設型給付費等の額に係る通知等について定めるものでございます。

右のページをお願いいたします。第15条では特定教育・保育の取扱方針について、第16条では特定教育・保育に関する評価等について、第17条では相談及び援助について定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第18条では緊急時等の対応について、第19条では支給認定保護者に関する市町村への通知について、第20条では運営規定に関する重要事項について、1号から11号において定めるものでございます。21条では勤務体制の確保等について定めるものでございます。

右のページをお願いいたします。第22条では利用定員の遵守について定めるものでございます。第23条では掲示、第24条では支給認定子どもを平等に取り扱う原則について、第25条では虐待等の禁止について、第26条では懲戒に係る権限の濫用禁止について、第27条では秘密保持等について、第28条では情報の提供等について定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第29条では利益供与等の禁止について、第30条では苦情解決について、第1項から5項において定めるものでございます。第31条では地域との連携等について、第32条では事故発生の防止及び発生時の対応について定めるものでございます。

右のページをお願いいたします。第33条では会計の区分、第34条では記録の整備について定めるものでございます。1項において、完結の日から5年間保存しなければならないと定めるところでございます。第35条では特別利用保育の基準について、第1項から第3項において定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第36条では特別利用教育の基準について、第1項から第3項において定めるものでございます。第37条では、利用定員に関する基準を定めるもので、第1項において、家庭的保育事業にあっては、その利用定員の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型にあっては、その利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型にあっては、その利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては、その利用定員の数を1人とすると定めるものでございます。第2項において、事業所ごとの子どもの区分について定めるものでございます。

右のページをお願いいたします。第38条では内容及び手続の説明及び同意について、第39条では正当な理由のない提供拒否の禁止等について、第1項から第4項において定めるものでございます。第40条ではあっせん、調整及び要請に対する協力について定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第41条では心身の状況等の把握、第42条では特定教育・保育施設等との連携について、第1項から第4項において定めるものでございます。

右のページをお願いいたします。第43条では、利用者負担額等の受領について、第1項から第6項において定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第44条では特定地域型保育の取扱方針について、第45条では特定地域型保育に関する評価等について、第46条では運営規定について、第1号から第11号において定めるものでございます。第47条では勤務体制の確保等について定めるものでございます。

右のページをお願いいたします。第48条で利用定員の遵守について定めるものでございます。第49条では記録の整備、第50条は準用でございます。第51条では特別利用地域型保育の基準について、第1項から、次のページになります、第3項において定めるものでございます。第52条では特定利用地域型保育の基準について、第1項から第3項において定めるものでございます。

附則といたしまして、第1条に施行期日として、この条例は法の施行の日から施行するとするものでございます。第2条に特定保育所に関する特例、右のページをお願いいたします、第3条に施設型給付費等に関する経過措置、第4条に小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置、次のページをお願いいたします、第5条に小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置を定めるものでございます。

以上で、南関町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についての説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第46号議案、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由及び内容について、ご説明を申し上げます。

南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしまして、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正により、法第34条の16の規定が改正され、市町村は家庭的保育事業等、4つの事業がありますけれども、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされたところでございます。従いまして、条例を制定する必要があるため、ご提案をするものでございます。

整備法による改正後の法第34条の16第2項では、市町村が条例を定めるにあたっては、家庭的保育事業等に従事する者及びその人数、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関するものとして、厚生労働省で定めるものについては、厚生労働省令家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準で定める基準に従い、定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準で定める基準を参酌するものとされているところでございます。南関町の条例の基準に係る考え方については、国の基準を上回る内容や異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないと考

えられまして、基本的には基準府令に定める基準と同様の基準を定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。内容について、ご説明をいたします。条例全体における目次でございます。章及び節の構成は、基準省令のとおり、第1章総則、第2章から第5章まで、各事業に固有の基準を規定しております。なお、第3章においては、小規模保育事業の固有の基準を定めるものとして、1節から4節を設ける構成といたしております。

まず、第1条でございます。条例の趣旨といたしまして、この条例は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとするものと定めるものでございます。第2条では用語の定義を1号から9号において定めるものでございます。第3条では最低基準の目的等について定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第4条では最低基準と家庭的保育事業者等について、第5条では家庭的保育事業者等に求められる一般原則について、第1項から第6項において定めるものでございます。第6条では保育所等の連携に関することについて定めるものでございます。

右のページをお願いいたします。第7条では家庭的保育事業者等と非常災害対策について、第8条では家庭的保育事業者等の職員の一般的要件について、第9条では家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等について定めるものでございます。第10条ではほかの社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について定めるものでございます。第11条では利用乳幼児を平等に取り扱う原則について定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第12条では虐待等の禁止について、第13条では懲戒に係る権限の濫用禁止について、第14条では衛生管理等について定めるものでございます。第15条では、食事に関することについて、第1項から第5項において定めるものでございます。第16条では食事の提供の特例について、第1項、第2項により定めるものでございます。

右のページをお願いいたします。第17条では利用乳幼児及び職員の健康診断の実施について、第1項から第4項において定めるものでございます。第18条では家庭的保育事業所等内部の規定に関することについて、1号から、次のページ、11号において定めるものでございます。第19条では備える帳簿等について、第20条では秘密保持等について、第21条では苦情への対応について、第22条では設備の基準に関することについて、1号から、右のページになります、7号において定めるものでございます。第23条では職員に関することについて、第1項から

第3項において定めるものでございます。特に、第3項におきましては、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合については5人以下とすると定めるものでございます。第24条では保育時間を定めるもので、家庭的保育事業における保育時間は1日につき8時間を原則と定めるものでございます。第25条では保育の内容について、第26条では保護者との連絡について、第27条では小規模保育事業は小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とすると定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第28条では小規模事業A型の設備の基準について、1号から6号、7号においてはアからイ、右のページになります。ウ、エ、オ、カ、キ、次のページをお願いします。クにおいて定めるものでございます。29条では、職員の配置について、第1項から第3項において定めるものでございます。特に、第2項については、保育士の数をそれぞれ1号、2号、3号、4号まで定めているところでございます。第30条は準用でございます。第31条では小規模保育事業B型の職員について、第1項から第3項において定めるものでございます。第2項において、特に保育従事者の数は1号から4号において、それぞれ定めるものでございます。

右のページをお願いします。第32条は準用でございます。第33条では小規模保育事業C型の設備の基準について、1号から7号において定めるものでございます。第34条では小規模保育事業所C型の職員について、第1項、第2項により定めるものでございます。2項においては、家庭的保育者1人が保育することが出来る乳幼児の数は3人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合については、5人以下と定めるものでございます。第35条では小規模保育事業所C型の利用定員を6人以上10人以下と定めるものでございます。第36条は準用でございます。

次のページをお願いいたします。第37条では居宅訪問型保育事業について、1号から5号において定めるものでございます。第38条では設備及び備品について、第39条では職員について定めるもので、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とすると定めるものでございます。第40条では居宅訪問型保育連携施設の確保について定めるものでございます。第41条は準用でございます。

右のページをお願いいたします。第42条では利用定員の設定を定めるものでございます。表により、1人から71人以上までを定めるものでございます。第43条、保育所型事業所内保育事業所の設備の基準を定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第43条では7号、8号におきましては、アか

ら、右のページ、クにおいて定めるものでございます。第44条では職員の配置について、第1項から第3項において定めるものでございます。第2項については、保育士の数は(1)号から(4)号までそれぞれ定めているところでございます。

次のページをお願いいたします。第45条では連携施設に関する特例、46条については準用でございます。第47条では小規模型事業所内保育事業所の職員について、第1項から第3項において定めるものでございます。第2項につきましては、保育従事者の数を(1)から(4)までそれぞれ定めているところでございます。第48条は準用でございます。

右のページをお願いいたします。

附則といたしまして、第1条で施行期日、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するとするものでございます。第2条で、食事の提供の経過措置、施行日から起算して、5年間を経過措置までという経過措置を設けております。第3条で、連携施設の確保に関する経過措置でございます。この3条につきましても施行日から起算して、5年を経過するまでの間という経過措置を設けてるところでございます。第4条で、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置でございます。この4条につきましても、5年間の経過措置を設けているところでございます。第5条で、小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置を定めるものでございます。この5条につきましても5年間の経過措置を定めるものでございます。

以上で、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第47号議案、南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由及び内容についてのご説明を申し上げます。

南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の改正によりまして、法に第34条の8の2が追加され、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされたところでございます。従いまして、条例を制定する必要があるためにご提案をいたすものでございます。

条例を定めるにあたっては、事業の従事者及びその人数については、厚生労働省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する法律で定める基準に従い、定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとされており、南関町の条例につきましては、基本として基準省令に基づき基準を定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。内容について、ご説明をいたします。

第1条では趣旨といたしまして、この条例は児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとするものと定めるものでございます。第2条は、条例における用語の定義を定めるものでございます。第3条では最低基準の目的等について、第4条では最低基準と放課後児童健全育成事業について、第1項から第3項において定めるものでございます。第5条では放課後児童健全育成事業の一般原則について、第1項から、次のページになります、第5項において定めるものでございます。第6条では放課後児童健全育成事業者と非常災害対策について、第7条では放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件、第8条では職員の知識及び技能の向上等について、第9条では設備基準について、第1項から第4項において定めるもので、第2項においては、専用区画の面積は児童1人につき、おおむね1.65平方メートル以上でなければならないとするものでございます。第10条では職員に関することを第1項から、右のページになります、第5項において定めるもので、特に第4項において、1、支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とするものと定めるものでございます。第11条では利用者を平等に取り扱う原則について、第12条では虐待等の禁止について定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第13条では衛生管理等について、第14条では運営についての規定、1号から11号において、重要事項について定めるものでございます。第15条では帳簿の整備について、第16条では秘密保持等について、第17条では苦情への対応について、第1項から、右のページになります、第3項において定めるものでございます。第18条では開所時間及び日数について定めるもので、第1項1号において、小学校の授業の休業日に行う放課後健全育成事業1日につき8時間、第2号において、小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業1日につき3時間、第2項においては、放課後児童健全育成事業を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日、その他状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めると定めるものでございます。第19条では保護者との連絡について、第20条では関係機関との連携について、第21条では事故発生時の対応について定めるもの

でございます。

附則といたしまして、第1条に施行期日、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するとするものでございます。第2条及び第3条の2項については、南関町における現在の放課後児童クラブの実情を考慮いたしまして、独自に5年間、平成32年3月31日までの経過措置を設けているところでございます。第2条につきましては、設備の基準に関する経過措置でございます。この条例の施行の日の前日において、現に存する放課後児童健全育成事業については、施行日から平成32年3月31日までの間、第9条の2項の規定、この規定につきましては、児童1人につき、おおむね1.65平方メートル以上でなければならないという規定は適用しないことができるものと定めるものでございます。第3条では施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定、放課後児童支援員は、各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないの適用につきましては、同項中、修了した者とあるのは修了した者（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む）とするものでございます。

次のページをお願いいたします。最後の2項におきましては、施行日の前日において、現に存する放課後児童健全育成事業所については、施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第4項の規定、この規定については、1、支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。この規定は適用しないことが出来ると定めるものでございます。

以上で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

第48号議案、南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容についてのご説明を申し上げます。

南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由といたしまして、健康保険法施行令等の一部改正による条例の一部を改正する必要があるためにご提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。南関町国民健康保険条例（昭和36年条例第9号）の一部を次のように改正するものとするものでございます。

南関町国民健康保険条例の第5条に出産一時金の第1項において、被保険者が出産したときは当該保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産一時金として39万円を支

給する。ただし、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するとすると定めているところでございます。この条文におきまして、第5条第1項中、「39万円」を「40.4万円」に改め、同項、ただし書中、「3万円」を「1.6万円」に改めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成27年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中でありますが、ここで10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。会計課長。

○会計管理者（木村浩二君） 第49号議案、平成25年度南関町一般会計歳入歳出決算の認定についてから第57号議案、平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの議案を一括してご説明申し上げます。

今回、ご提案しております決算につきましては、平成25年度にご審議をいただき、議決されました歳入歳出予算の執行の実績を示したものであります。これらの9件の決算書は、監査委員の審査に付され、先月の8月29日付けで歳入歳出決算及び定額資金運用基金運用状況調書の審査意見の送付を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付すためにご提案するものでございます。お手元にお配りしております決算認定についての説明資料の平成25年度各会計歳入歳出決算総括表とお手元の各決算書でご説明いたします。

最初に、資料の総括表をご覧ください。1枚のB4のペーパーでございます。一般会計歳入歳出決算と8件の特別会計歳入歳出決算を合わせた収支状況につきましては、総括表の一番下の行の合計欄、B列の歳入決算額92億9,483万9,001円、C列の歳出決算額89億2,296万9,818円、D列の差し引き残額は3億7,186万9,183円となり、前年度に対しまして19.3%の増となる形式的収支額となっております。

まず、第49号議案、平成25年度南関町一般会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は62億8,018万1,000円、B列の歳入決算

額で56億5,790万6,038円、C列の歳出決算額は55億698万2,873円で、D列の差し引き残額は1億5,092万3,165円となります。前年度に対して16.7%の増となっております。F列の翌年度への繰り越すべき財源としての2,942万7,400円を差し引いたG列の実質収支額は1億2,149万5,765円の黒字決算となっております。同額を純繰越金として平成26年度に繰り越しております。前年度と比較しますと、7.0%の増となっております。また、E列の繰越事業分の翌年度繰越額としては、道路新設橋梁費、地域振興対策費等5億8,238万8,400円です。一番右側の不納欠損額につきましては、町税及び児童福祉費負担金518万9,489円となっております。

続きまして、一般会計の決算書の1ページから7ページをお開きください。

まず、1ページから3ページの歳入につきまして、3ページの歳入合計欄の収入済額計56億5,790万6,038円の構成比率は、各款ごとに構成比率の大きい順から申し上げますと、10款地方交付税19億1,570万9,000円、33.9%になります。1款町税11億479万2,976円、19.5%です。21款町債6億8,800万7,000円、12.2%になります。14款国庫支出金6億5,041万1,510円、11.5%です。15款県支出金5億9,688万3,090円、10.5%等となっております。

次に、4ページから6ページの歳出につきまして、6ページの歳出合計欄の支出済額計55億698万2,873円の構成比率につきまして、各款ごとに大きい順に、まず3款の民生費16億1,300万3,429円、比率で29.3%です。2款総務費6億9,075万6,762円、12.6%、7款の土木費6億8,920万6,271円、12.5%です。4款衛生費6億1,347万6,653円、11.1%、9款共益費です。5億8,387万6,853円、10.6%等となっております。前年度と比較しますと、歳入が7億5,854万5,278円、15.5%の増です。歳出につきましては7億3,693万400円、15.4%の増となっております。ともに増加しておりますのは、道路新設改良費として、平成24年度からの繰越事業を含む社会資本整備総合交付金事業の約3億2,200万円、それと最終処分場建設による地域振興対策事業といたしまして約3億1,500万円等があったことが主な要因でございます。

総括表をお願いいたします。

次に、第50号議案、平成25年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表A列、歳入歳出予算額は15億6,537万2,000円、B列、歳入決算額で15億6,898万1,653円、C列の歳出決算額は15億1,308万5,581円で、D列の差し引き残額は5,589万6,072円となりま

す。同額を繰越金として、平成26年度に繰り越しております。前年度に比較しまして453.9%の増となっております。また、不納欠損額といたしまして、国民健康保険税362万3,785円を不納欠損処理しております。

続きまして、国民健康保険特別会計決算書の1ページから5ページをご覧ください。

まず、1ページと2ページの歳入につきまして、2ページの歳入合計額の収入済額計15億6,898万1,653円の構成比率は大きい順に申し上げまして、3款国庫支出金4億2,824万4,713円、比率で27.3%です。5款前期高齢者交付金3億1,621万8,879円、20.1%、7款共同事業交付金2億3,010万9,585円、14.7%、1款国民健康保険税2億860万1,227円、13.3%、9款の繰入金といたしまして1億7,423万4,426円、11.8%等となっております。前年度との比較では、繰入金の増等によって9,864万1,873円、6.7%の増となっております。

3ページ、4ページの歳出につきまして、4ページの歳出合計欄の支出済額計15億1,308万5,581円の構成比率につきましては、大きい順に申し上げまして、2款の保険給付費10億5,649万1,854円、比率といたしまして69.8%、7款共同事業拠出金1億8,739万8,592円、12.4%、3款後期高齢者支援金等1億6,130万8,731円、10.7%、6款介護納付金7,307万8,794円、4.8%等となっております。前年度との比較では、保険給付費の増等によりまして5,283万7,229円、3.6%の増となっております。

続きまして、総括表をお願いいたします。

次に、第51号議案、平成25年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は2億2,912万9,000円、B列の歳入決算額2億1,218万4,818円、C列の歳出決算額は2億1,218万4,818円で、D列の差し引き残額はゼロとなります。これにより、繰越額はございません。

続きまして、公共下水道事業特別会計決算書の1ページから3ページをご覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額計2億1,218万4,818円の構成比率は大きい順に申し上げまして、2款の繰入金1億532万3,780円、49.6%、1款国庫支出金3,769万2,798円、17.8%、4款町債3,650万円、17.2%、7款使用料及び手数料2,795万6,000円、13.2%等となっております。前年度と比較いたしますと、事業費の増等によりまして、国庫支出金、町債の増等によって、6,241万3,491円、41.

7%の増となっております。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額計2億1,218万4,818円の構成比率につきまして、大きい順に申し上げまして、2款の事業費8,368万4,676円、比率で39.4%、3款公債費7,446万2,479円、35.1%、1款総務費5,403万7,663円、25.5%となっております。前年度と比較しますと、こちらのほうも事業費の増等によって、6,522万7,491円、44.1%の増となっております。

次に、総括表をお願いいたします。

第52号議案、平成25年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は582万4,000円、B列の歳入決算額534万5,021円、C列の歳出決算額も534万5,021円で、歳入歳出総額が同額となっております、繰越額はございません。

続きまして、簡易水道事業特別会計の決算書のほうをお願いいたします。

決算書の1ページから3ページをお開きください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額計534万5,021円の構成比率につきましては、大きい順に申し上げまして、5款の繰入金363万391円、67.9%、2款使用料及び手数料161万4,380円、30.2%等となっております。

2ページの歳出につきましては、歳出合計欄の支出済額計534万5,021円の構成比率につきましては、大きい順に申し上げまして、1款の総務費352万4,191円、65.9%、3款公債費182万830円、34.1%となっております。

前年度と比較しますと、人件費の増に伴いまして、繰入金の増額によって、歳入歳出それぞれ77万8,135円、17.0%の増となっております。

総括表をお願いいたします。

次に、第53号議案、平成25年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は13億5,847万2,000円、B列、歳入決算額で13億3,779万9,988円、C列、歳出決算額は12億5,687万2,875円で、D列の差し引き残額は8,092万7,113円となります。同額を繰越金として平成26年度に繰り越しております。前年度と比較いたしまして113万6,877円、1.4%の増となっております。不納欠損額といたしまして、保険料281万6,129円を不納欠損処理しております。

続きまして、介護保険事業特別会計の決算書のほうをお願いいたします。1ページから5ページをご覧くださいと思います。

まず、1ページ、2ページの歳入につきましては、2ページの歳入合計欄の収入

済額計13億3,779万9,988円の構成比率につきましては、大きい順に申し上げますと、4款の支払基金交付金3億5,499万5,000円、構成比率で26.5%、3款国庫支出金3億4,836万3,465円、26.0%、1款保険料1億9,109万6,308円、14.3%、5款県支出金1億7,646万9,084円、13.2%、7款繰入金1億7,237万9,084円、12.9%、8款繰越金7,979万236円、5.9%等となっております。前年度と比較いたしますと、国庫支出金の増並びに支払基金交付金の増によりまして、6,821万8,345円、5.4%の増となっております。

3ページから4ページの歳出につきまして、4ページの歳出合計額の支出済額計12億5,687万2,875円の構成比率につきましては、大きい順に申し上げますと、2款の保険給付費12億274万2,438円、95.7%、4款地域支援事業費3,526万2,043円、2.8%、1款総務費1,688万4,234円、1.3%、6款諸支出金196万3,846円、0.2%等となっております。保険給付費の増等によりまして、6,708万1,468円、5.6%の増でございます。

続きまして、総括表をお願いいたします。

次に、第54号議案、平成25年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は2億6,354万1,000円、B列、歳入決算額で2億6,181万1,812円、C列、歳出決算額は1億8,631万111円で、D列の差し引き残額は7,550万1,701円となり、同額を繰越金として平成26年度に繰り越しております。前年度と比較いたしますと、841万9,210円、10.0%の減となっております。

続きまして、介護サービス事業特別会計の決算書をお願いいたします。決算書の1ページから3ページをご覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計額の収入済額計2億6,181万1,812円の構成比率につきましては、大きい順に申し上げますと、1款サービス収入1億7,742万1,558円、比率で67.8%、9款繰越金8,392万911円、32.1%、10款諸収入46万9,343円、0.1%となっております。対前年度比較では、繰越金の増等によりまして、210万6,105円、0.8%の増となっております。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額計1億8,631万111円の構成比率につきましては、大きい順に申し上げますと、1款総務費1億6,188万7,125円、86.9%、2款サービス事業費2,442万2,986円、13.1%となっております。前年度との比較では、総務費の増等によりまして、1,052万5,315円、6.0%の増となっております。

総括表をご覧ください。

次に、第55号議案、平成25年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は9,949万2,000円、B列、歳入決算額で9,651万6,381円、C列、歳出決算額は8,843万3,381円で、D列の差し引き残額は808万3,000円となります。同額を繰越金として平成26年度に繰り越しております。前年度と比較いたしまして、232万4,000円、40.4%の増となっております

続きまして、浄化槽整備推進事業特別会計の決算書のほうをお願いいたします。

1ページから3ページをご覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額計9,651万6,381円の構成比率につきましては、大きい順に申し上げまして、2款使用料及び手数料2,730万3,870円、率で28.3%です。5款繰入金2,532万7,093円、26.2%、8款町債1,860万円、19.3%、3款国庫支出金1,331万2,000円、13.8%、6款繰越金575万9,000円、5.9%等となっております。前年度に比較して、繰入金の増等による1,796万7,295円、率で22.9%の増となっております。

2ページの歳出でございますが、歳出合計欄の支出済額計8,843万3,381円の構成比率につきましては、大きい順に申し上げまして、2款の事業費4,305万5,493円、48.7%です。1款総務費3,087万3,998円、34.9%、3款公債費1,450万3,890円、16.4%となっております。前年度に比較しますと、事業費の増等によりまして、1,564万3,295円で、21.5%の増となっております。

総括表をお願いいたします。

次に、第56号議案、平成25年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は1億2,577万8,000円、B列、歳入決算額で1億2,561万916円、C列、歳出決算額は1億2,507万2,784円で、D列の差し引き残額は53万8,132円となり、同額を繰越金として、平成26年度に繰り越しております。前年度と比較いたしまして、40万4,500円、302.7%の増となっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算書のほうをお願いいたします。決算書の1ページから3ページをご覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額計1億2,561万916円の構成比率につきましては、大きい順に申し上げまして、1款後期高齢者医療保険料7,283万4,900円、58.0%、3款繰入金5,248万8,484

円、41.8%、5款諸収入14万1,700円、0.1%等となっております。前年度と比較しまして、保険料の増等による33万3,862円、0.3%の増となっております。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額計1億2,507万2,784円の構成比率につきまして、大きい順に申し上げます、2款後期高齢者医療広域連合納付金1億2,470万1,098円、99.7%です。1款総務費35万5,586円、0.2%等となっております。前年度と比較いたしまして、諸支出金の減等によりまして7万638円、0.1%の減となっております。

総括表をご覧いただきたいと思います。

最後に、第57号議案、平成25年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算でございますが、平成25年度からの事業の特別会計となっております。

総括表のA列、歳入歳出予算額は5,689万5,000円、B列、歳入決算額で2,868万2,374円、C列の歳出決算額も同額の2,868万2,374円で、差し引き残額は0円です。また、E列の繰越事業としての翌年度繰越額といたしまして、宅地造成工事等の2,821万円となっております。

続きまして、宅地分譲事業特別会計の決算書をお願いいたします。1ページから3ページをご覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額計2,868万2,374円は、2款1項の一般会計繰入金であります。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額計2,868万2,374円は、1款1項の宅地分譲事業費となっております。

以上、第49号議案から第57号議案までのご説明をいたしましたが、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定によりまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、主要な施策の成果に関する説明書、財産に関する調書など、決算の付属処理並びに監査委員の審査意見書を添付して提出しております。

以上で説明を終わります。

ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（掘 賢司君） 第58号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについてご説明を申し上げます。

南関町一般会計補正予算書（第2号）をお開きください。

専決第7号、平成26年度南関町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

今回、専決しましたのは、災害復旧事業を早急に実施する必要があり、歳入歳出

予算の総額にそれぞれ3,265万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億8,731万1,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入歳出予算補正の歳入でございます。12款分担金及び負担金でございます。1項の分担金で72万8,000円を追加し、102万8,000円とするものでございます。

14款の国庫支出金、1項の国庫負担金1,127万1,000円を追加し、3億4,065万7,000円とするものでございます。

15款の県支出金、2項の県補助金1,205万4,000円を追加し、2億2,279万9,000円とするものでございます。

21款町債、1項の町債860万円を追加し、7億6,690万円とするものでございます。補正額3,265万3,000円、補正後の金額は56億8,731万1,000円でございます。

3ページの歳出に移ります。10款の災害復旧費、1項の農林水産施設災害復旧費1,729万4,000円を追加し1,729万5,000円とするものでございます。2項の公共土木施設災害復旧費1,689万9,000円を追加し、1,690万円とするものでございます。

12款の予備費、1項の予備費154万円を減額し、712万6,000円とするものでございます。補正額3,265万3,000円、補正後の金額は56億8,731万1,000円でございます。

次のページをお開きください。第2表地方債の補正でございます。追加で災害復旧事業860万円を追加しております。

続きまして、7ページをお願いします。歳入でございます。12款分担金及び負担金、1項の分担金、2目の災害復旧費分担金でございます。1節の農林水産施設災害復旧費分担金として72万8,000円を追加しております。

14款の国庫支出金、1項の国庫負担金、3目の災害復旧費国庫負担金でございます。1,127万1,000円を追加しております。補助率が66.7%でございます。

15款の県支出金、2項の県補助金、9目の災害復旧費県補助金1,205万4,000円を追加しております。これは農林水産施設災害復旧費県補助金でございます。補助率は、施設が80%、農地が70%でございます。

21款の町債、1項の町債、7目の災害復旧費でございます。1節の農林水産施設災害復旧費300万円、2節の公共土木施設災害復旧費560万円でございます。

次のページをお願いします。歳出でございます。10款の災害復旧費、1項の農林水産施設災害復旧費、1目の農地等災害復旧費。この中を説明しますと、13節

の委託料で129万6,000円、15節の工事請負費で1,590万8,000円です。農林施設災害につきましては、13件災害が発生しております。施設が5件、農道と水路です。それから、農地につきましては8件の被害の状況でございます。

続きまして、10款の災害復旧費、2項の公共土木施設災害復旧費、1目の河川等災害復旧費、15節の工事請負費につきましては、1,689万9,000円を追加しております。公共災の場合の被害は河川が4件、道路が1件の被害が発生しております。

12款の予備費、1項の予備費、1目の予備費につきましては、154万円を減額しております。

以上で説明を終わります。ご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第59号議案、平成26年度南関町一般会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,269万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億5,000万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。歳入でございます。1款の町税、2項の固定資産税2,715万9,000円を追加し、6億1,860万7,000円とするものでございます。

10款の地方交付税、1項の地方交付税8,303万7,000円を追加し、18億2,303万7,000円とするものでございます。

14款国庫支出金、2項の国庫補助金3,082万6,000円を追加し、5億3,373万5,000円とするものでございます。

15款の県支出金、2項の県補助金86万6,000円を追加し、2億2,366万5,000円とするものでございます。3項の県委託金12万円を追加し、1,879万8,000円とするものでございます。

18款の繰入金、1項の基金繰入金1億3,661万6,000円を減額し、9,726万1,000円とするものでございます。

19款の繰越金、1項の繰越金2,149万5,000円を追加し、1億2,149万5,000円とするものでございます。

20款の諸収入、4項の雑入385万7,000円を追加し、1,618万4,000円とするものでございます。

21款の町債、1項の町債3,194万8,000円を追加し、7億9,884万8,000円とするものでございます。補正額の合計6,269万2,000円を追加し、57億5,000万3,000円とするものでございます。

続きまして、3ページの歳出でございます。1款の議会費、1項の議会費でござ

います。10万8,000円を追加し、8,579万4,000円とするものでございます。

2款の総務費、1項の総務管理費729万3,000円を追加し、5億3万円とするものでございます。2項の徴税费118万5,000円を追加し、1億924万6,000円とするものでございます。4項の選挙費7万8,000円を追加し、689万7,000円とするものでございます。

3款の民生費、1項の社会福祉費2,500万9,000円を追加し、11億9,629万7,000円とするものでございます。2項の児童福祉費1,018万5,000円を追加し、4億5,175万8,000円とするものでございます。

4款の衛生費、1項の保健衛生費682万5,000円を追加し、5億8,850万2,000円とするものでございます。

5款の農林水産業費、1項の農業費96万2,000円を追加し、2億3,557万6,000円とするものでございます。2項の林業費につきましては、8万円を減額し、961万2,000円とするものでございます。

6款の商工費、1項の商工費13万1,000円を追加し、1億664万9,000円とするものでございます。

7款の土木費、1項の土木管理費12万4,000円を追加し、6,599万4,000円とするものでございます。2項の道路橋梁費55万9,000円を追加し、4億5,290万9,000円とするものでございます。

3款河川費5,000円を追加し、410万7,000円とするものでございます。

4款の住宅費37万2,000円を追加し、6,111万4,000円とするものでございます。6項の浄化槽整備推進事業費64万4,000円を追加し、2,877万6,000円とするものでございます。

8款の消防費、1項の消防費77万5,000円を追加し、1億9,764万6,000円とするものでございます。

9款の教育費、2項の小学校費89万5,000円を追加し、3億2,129万3,000円とするものでございます。続きまして、3項の中学校費223万8,000円を追加し、6,267万3,000円とするものでございます。4項の社会教育費180万2,000円を追加し、1億11万7,000円とするものでございます。5項保健体育費54万3,000円を追加し、6,849万6,000円とするものでございます。

10款の災害復旧費、1項の農林水産施設災害復旧費8万8,000円を追加し、1,738万3,000円とするものでございます。

12款予備費、1項の予備費295万1,000円を追加し、1,007万7,0

00円とするものでございます。補正額6,269万2,000円、補正後の金額57億5,000万3,000円でございます。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで昼食のため、1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成26年度南関町一般会計補正予算（第3号）の説明の途中でしたので、これを続行してください。総務課長。

○総務課長（掘 賢司君） まずはじめに、訂正とお詫びを申し上げます。

先ほど、災害の専決処分の中での説明でございます。

ページ、8ページ、専決処分の予算書の8ページをお開きください。平成26年度南関町一般会計補正予算（第2号）の専決7号でございます。

歳出でございます。先ほど、農地等災害復旧費の件数を13件、それから、その内訳として、施設5件、農地8件と説明しましたが、件数的には13件でございます。施設が7件、農地が10件でございます。合わせて17件になるんですけど、重複した部分があります。農地と施設が重複した分が4件ありますので、件数的には13件でございます。内訳が誤っておりましたので、訂正をお願いします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、南関町一般会計補正予算書（第3号）の説明に移ります。この説明書におきましても補正後の予算額を「57億5,000万3,000円」というところを「57億5,000万3,000円」と私説明しましたので、正しくは「57億5,000万3,000円」でございます。読み方が誤っておりましたので、申し訳ございません。訂正をお願いします。

それでは、5ページをお開きください。第2表の地方債の補正でございます。

1、道路橋梁整備事業、補正前が3億3,260万円、補正後が3億3,360万円でございます。

4、臨時財政対策債1億6,000万円を1億9,204万8,000円とするものです。

次に、消防防災設備整備事業でございます。1,370万円を1,260万円とするものでございます。

続きまして、8ページをお願いします。歳入でございます。1款の町税、2項固定資産税、1目の固定資産税でございます。2,715万9,000円を追加してお

ります。調定の増の見込みによるものでございます。

続きまして、10款の地方交付税、1項の地方交付税、1目の地方交付税8,303万7,000円を追加しております。これは平成26年度地方交付税の決定に伴って増するものでございます。決定額は17億2,030万3,000円でございます。昨年度と比較しまして、500万円の減でございます。

続きまして、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目の総務費国庫補助金でございます。200万2,000円を追加しております。主にがんばる地域交付金102万1,000円でございます。

続きまして、2目の民生費国庫補助金、1節の社会福祉費国庫補助金2,400万円を追加しております。地域介護福祉空間整備等施設整備交付金でございます。該当するところは、津留公民館、久重北公民館、肥猪公民館の改修に伴う国庫補助金でございます。

次に、3節の児童福祉費国庫補助金482万4,000円を追加しております。主に認可化移行総合支援事業補助金でございます。3分の2の補助でございます。

続きまして、15款の県支出金、2項の県補助金、4目の農林水産業費県補助金です。1節の農業費県補助金93万4,000円を追加しております。農地台帳システム整備事業補助金でございます。10分の10の補助でございます。

続きまして、9ページの18款繰入金、1項の基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金1億4,200万円を減額しております。次に、3目のふるさとづくり基金繰入金538万4,000円を追加しております。

それから、19款の繰越金、1項の繰越金、1目の繰越金でございます。1節の繰越金2,149万5,000円を追加しております。純繰越金でございます。

続きまして、20款の諸収入、4項の雑入、2目の雑入でございます。4節の雑入379万7,000円を追加しております。公有建物災害共済金でございます。中学校、公民館、落雷によって、火災報知機受信盤が故障したために、公有建物共済をかけておりますので、この共済金が支給される見込みです。

続きまして、21款町債、1項の町債、3目の土木債、1節の道路橋梁債100万円を追加しております。続きまして、6目の消防債、1節の消防施設整備事業110万円を減額しております。続きまして、11目の臨時財政対策債、1節の臨時財政対策債3,204万8,000円を追加しております。

続きまして、11ページの歳出でございます。主なものだけ説明します。

まず、2款の総務費、1項の総務管理費、16目のまちづくり推進事業費、この中の15節の工事請負費538万4,000円を追加しております。施設整備工事分譲住宅地の持続工事でございます。

続きまして、13ページをお開きください。3款の民生費、1項の社会福祉費、12目の介護保険費でございます。19節の負担金補助及び交付金2,400万円を追加しております。先ほど、歳入で説明しました同額を歳出で組んでおります。地域介護福祉空間整備補助金でございます。3地区の公民館の改修でございます。

続きまして、同じく13ページの3款の民生費、2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費でございます。19節の負担金補助及び交付金、これは認可化移行支援改修費補助金で540万円、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金で454万7,000円を追加しております。

続きまして、4款の衛生費、1項の保健衛生費、2目の予防費でございます。この中の13節の委託料571万5,000円を追加しております。予防接種の委託料でございます。平成26年10月から肺炎球菌の予防接種が義務化されたものでございます。

続きまして、14ページをお開きください。5款の農林水産業費、1項の農業費、2目の農業総務費、この中で13節の委託料でございます。93万4,000円を追加しております。これは先ほど説明しました農地台帳のシステム改修に伴うものです。全額補助でございます。

続きまして、16ページをお開きください。8款の消防費、1項の消防費、3目の消防施設費でございます。15節の工事請負費に77万5,000円を追加しております。これは宮尾12部のポンプ小屋の舗装をするものでございます。

続きまして、9款の教育費、3項の中学校費、1目の学校管理費の中の11の需用費、修繕費に194万4,000円を追加しております。これは先ほど説明しました落雷によって、火災報知機受信盤の故障に伴う修繕でございます。

同じく、17ページ、9款の教育費、4項の社会教育費、2目の公民館費でございます。同じく需用費に151万6,000円の修繕費を計上しております。これも同じく、火災警報器の受信盤の故障に伴う修繕でございます。

以上で、一般会計補正予算（第3号）につきまして、説明を終わります。

ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 第60号議案、平成26年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,264万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億757万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。10款、1項繰越金でございます。

3,226万1,000円を追加し、5,589万7,000円とするものでございます。

11款、3項雑入でございます。38万6,000円を追加し、158万9,000円とするものでございます。歳入合計15億757万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。3款、1項後期高齢者支援金等6万1,000円を追加し、1億5,885万7,000円とするものでございます。

4款、1項前期高齢者納付金等9,000円を追加し、12万4,000円とするものでございます。

8款、2項保健事業費4万円を追加し、496万4,000円とするものでございます。

11款、1項償還金及び還付加算金629万3,000円を追加し、689万8,000円とするものでございます。

12款、1項予備費2,624万4,000円を追加し、2,906万円とするものでございます。歳出合計補正額3,264万7,000円を追加し、15億757万6,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。10款、1項、2目、1節その他の繰越金3,226万1,000円を追加するものでございます。これは、一般分の繰り越しでございます。

11款、3項、6目、1節過年度収入でございます。実績に伴いまして38万6,000円を追加するものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出でございます。3款、1項、1目、19節負担金でございます。後期高齢者支援金として6万1,000円を追加するものでございます。

続きまして、下の段になります。11款、1項、3目償還金でございます。23節償還金でございます。629万3,000円を追加するものでございます。主なものといたしまして、療養給付費等負担金返還金546万5,000円、特定健診保健指導負担金返還金60万4,000円が主なものでございます。この中には、国と県それぞれ2分の1ずつの返還金となっているところでございます。

8ページをお願いいたします。12款、1項、1目予備費として、2,624万4,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第61号議案、平成26年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,473万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,264万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。8款、1項繰越金です。6,092万7,000円を追加し、8,092万7,000円とするものでございます。

9款、3項雑入でございます。380万4,000円を追加し、386万6,000円とするものでございます。歳入合計13億7,264万6,000円とするものでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。歳出でございます。5款、1項基金積立金1,000万円を追加し、1,002万1,000円とするものでございます。

6款、1項償還金及び還付加算金639万1,000円を追加し、643万2,000円とするものでございます。

8款、1項予備費でございます。4,834万円を追加し、6,727万1,000円とするものでございます。歳出合計補正額6,473万1,000円を追加し、13億7,264万6,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。8款、1項、1目繰越金でございます。1節の繰越金6,092万7,000円を追加するものでございます。

9款、3項、2目、1節過年度収入でございます。380万4,000円を追加するものでございます。主なものといたしまして、介護給付費の県負担金として、実績によります238万円が主なものとなっているところでございます。

7ページをお願いいたします。歳出でございます。5款、1項、1目、25積立金でございます。介護給付費準備基金積立金として1,000万円を追加するものでございます。なお、平成25年度末現在の準備基金の残高は4,059万1,905円となっているところでございます。

6款、1項、3目償還金でございます。23節償還金です。639万1,000円を追加するものでございます。主なものといたしまして、介護給付費国庫負担金返還金406万8,000円、介護給付費等事業支払基金交付金返還金115万7,000円等でございます。

8款、1項、1目予備費でございます。4,834万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福井隆一君） 第62号議案、平成26年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお願いします。歳入歳出それぞれ1,550万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,759万円とするものでございます。

2ページをお願いします。歳入、9款、1項繰越金といたしまして、1,550万1,000円を追加し、7,550万1,000円とし、歳入合計を2億6,759万円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出につきましては、3款、1項施設整備費を60万5,000円追加するものでございます。また、4款、1項予備費を1,489万6,000円を追加し、8,056万2,000円とし、歳出合計を2億6,759万円とするものでございます。

6ページをお願いします。9款、1項、1目、1節繰越金といたしまして、1,550万1,000円を追加するものでございます。

7ページをお願いします。次に、3款、1項、1目、15節工事請負費として、60万5,000円を追加するものでございます。これは、デイサービス本部の冷暖房設備取替工事です。また、4款、1項、1目予備費として、1,489万6,000円を追加し、予算調整するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第63号議案、平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ1億428万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。歳入でございます。3款国庫支出金、1項国庫補助金1,512万円より808万2,000円を減額して、703万8,000円とし、6款、1項繰越金1,000円に808万2,000円を追加し、808万3,000円とし、5款繰入金、1項一般会計繰入金2,813万2,000円に64万4,000円を追加して、2,877万6,000円とし、歳入総額を1億428万7,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費3,

410万6,000円に64万4,000円を追加して、3,475万円とし、歳出総額を1億428万7,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。歳入についての内容説明でございます。3款、1項、1目、1節の浄化槽整備推進事業国庫補助金より808万2,000円を減額し、6款、1項、1目、1節の繰越金に年度間調整額として、808万2,000円を追加し、5款、1項、1目、1節の一般会計繰入金に64万4,000円を追加するものでございます。

7ページは、歳出でございます。1款、1項、1目、11節の需用費に浄化槽設置済表示シール及び推進用パンフレット修正シールの印刷製本費として、6万9,000円、浄化槽ブロワの修繕費といたしまして、57万5,000円を追加するものでございます。

ご審議の上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） 第64号議案、平成26年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,031万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。4款、1項繰越金でございます。53万9,000円を追加し、54万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。2款、1項後期高齢者医療広域連合納付金29万7,000円を追加し、1億2,952万4,000円とするものでございます。

4款、1項予備費でございます。24万2,000円を追加し、34万2,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内訳でございます。4款、1項、1目繰越金でございます。決算に伴いまして、53万9,000円を増額するものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出でございます。2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。19節負担金でございます。25年度精算分といたしまして、29万7,000円を増額するものでございます。

4款、1項、1目予備費といたしまして、24万2,000円を追加し、34万2,000円とするものでございます。

以上で、ご説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 第65号議案、字の区域の変更について、ご説明申し上げます。

地方自治法第260条第1項の規定により、南関町大字関外目及び大字関町の字の区域を次のとおり変更するものでございます。この地区において、中山間総合整備事業補助実施に伴い、字の区域を変更するものでございます。

変更前の大字、変更前の字、区域変更後の大字、変更後の字、順次議案書を読み上げながら、説明していきます。

関外目、西金輪塚、409の1の一部、409の4の一部、411から414までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部、関外目、墨摺川。

関外目、丸山、586の5の一部、関外目、墨摺川。

関外目、松田、1443の1に隣接する道路である公有地の全部、関外目、墨摺川。

関町、打越、632の一部、633の2、633の3の一部、635の6の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部、関外目、墨摺川。

関外目、墨摺川、1387の一部及びこれに隣接する道路である公有地の全部並びに1391の地先の道路である公有地の一部、関町、打越。

関外目、吉ヶ浦、320の1に隣接する道路である公有地の全部、関町、打越。

関外目、墨摺川、1385の一部、1386の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字西金輪塚411に隣接する道路である公有地の全部、関外目、西金輪塚。

関外目、北開、1290の1の一部、1323の一部、1324の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、関外目、松田。

関外目、墨摺川、1325の一部、1396の一部、1397の1の一部、1397の2、1398の1、1398の2、1399の1、1399の2、1400の1の一部、1400の2、1402の1の一部、1402の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、関外目、松田。

それから、関外目、松田、1460の一部、1466の一部、1468から1470までの各一部、1471、1472の1の一部、1474の1の一部、1474の2の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部、関外目、北開。

次に、関外目、墨摺川、1325の一部、1326の一部、1326の3の一部、1397の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、関外目、北開です。

提案理由としまして、南関町の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次に、第66号議案、字の区域の変更について説明申し上げます。

これも先ほど申し上げました中山間総合整備事業、松村地区において圃場整備を実施するために字の区域を変更するものでございます。

上長田、御手洗、区域が1527、1528の一部、1529の2の一部、1542の2、1543及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部、変更後の大字と字です。上長田の石塚でございます。

久重、葎ヶ浦、3023の一部、3024の一部、3040の2の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部、上長田、石塚です。

上長田、石塚、1517の一部、1518の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、久重、松丸です。

久重、葎ヶ浦、3040の1の一部、3040の2の一部、3043の一部、3045の1の一部、3045の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部でございます。久重、松丸でございます。

久重、松丸、3064の4の一部及びこれに隣接する道路である公有地の全部並びに3047、3062、3063、3064の2、3064の3に隣接する道路である公有地の全部並びに3068に隣接する道路である公有地の一部並びに3068、3071の地先の道路である公有地の一部、久重、葎ヶ浦でございます。

上長田、石塚、1522の1、1522の2の地先の道路である公有地の一部、久重、葎ヶ浦です。

提案理由については、先ほどと同じでございます。

次に、第67号議案、これも圃場整備の八田校区における字の区域を変更するものでございます。

変更前の大字・字、区域、変更後の大字、変更後の字を読み上げていきます。

上坂下、外郷、3124の一部、3128の1の一部及び3119の2に隣接する道路である公有地の全部、上坂下、慈姑原。

上坂下、正面、2267の1から2267の3までの各一部、2268の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに2267の1、2269、2276の1、2277の地先の道路である公有地の一部、上坂下、慈姑原。

上坂下、湯ノ木、2297の1、2297の2に隣接する道路、水路である公有地の全部、上坂下、慈姑原。

上坂下、慈姑原、2278の地先の水路である公有地の一部、上坂下、正面。

上坂下、慈姑原、2285の5の一部、上坂下、外郷。

提案理由については、議会の地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第68号議案、町道の路線廃止について、ご説明申し上げます。

提案理由は、路線を廃止しようとする場合は、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

今回提案いたします廃止路線は、町道山田線で、町道米田大場線に接続する起点が下坂下字北井川2149番1地先から、終点が下坂下字北井川2126番1地先の延長279.1メートルの路線でございます。

町道米田鬼王線と町道米田大場線を結ぶ新たな町道を認定するにあたり、廃止するものでございます。

続きまして、第69号議案、町道の路線認定についてご説明申し上げます。

提案理由は、路線を認定しようとする場合は、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

提案いたします町道山田線は、起点を下坂下字前田2035番地先から終点を下坂下字北井川2144番地先とし、町道米田鬼王線と町道米田大場線を結ぶ延長388.5メートルの路線でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明いたします。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、南関町大字関町1509番地2。

氏名、北原秀樹。

生年月日、昭和25年1月2日生まれでございます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条の規定により、法務大臣が委嘱するものでございます。市町村長は総務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格・識見が高く広く社会の実情に通じ、人権擁護について、理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会、その他女性、労働者、青年等の団体であって、直接・間接に人権の擁護を目的とし、またはこれ

を支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければなりません。任期は3年間となっております。

現人権擁護委員の北原秀樹氏が平成26年12月31日をもって、任期満了となりますので、引き続き北原氏を人権擁護委員に推薦をお願い申し上げます。また、議会の選任同意を得て推薦はするわけですが、法務大臣から委嘱されるまでの3カ月程度の期間が必要となりますので、今議会で提案するものでございます。

北原氏は、昭和43年3月、熊本県立山鹿高等学校を卒業され、昭和43年4月から南関郵便局に勤務され、福岡中央郵便局、博多郵便局、熊本中央郵便局を歴任、平成7年10月、南関郵便局長に就任され、平成19年3月に退職され、国家公務員として、37年間、郵政業務に従事されました。また、退職後は、平成20年1月から南関町振興計画審議会委員に、さらに平成22年11月からは南関町行政改革審議会委員に就任され、現在まで活躍されています。

また、地域においては、区の統合に尽力いただき、本年4月からは関町4区の区長を務められ、南関宿場町伝楽人として、地域における奉仕活動や文化活動にも熱心な方でございます。経歴のとおり、人柄も温厚誠実、人格・見識ともに優れた方でございます。

今回、人権擁護委員には、地域社会において、人権相談、人権啓発、人権救済など、各種の人権擁護活動に従事することが求められていることから、地域社会において、信頼・人格・識見や中立公平さを兼ね備えた北原秀樹氏を今回人権擁護委員として、ご推薦を申し上げます。次第であります。

よろしくお願い申し上げます。

続きまして、諮問第2号でございます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明させていただきます。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、南関町大字四ツ原1435番地。

氏名、黒田則行。

生年月日、昭和25年2月11日生まれでございます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条の規定により、法務大臣が委嘱するものであり、任期は3年となっております。現人権擁護委員の黒田則行氏が平成26年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き黒田氏を人権擁護委員に推薦をお願い申し上げます。また、議会の選任同意を得て推薦をするわけですが、法務大臣から委嘱されるまで3カ月程度の期間が必要となりますので

で、今議会で提案するものでございます。

黒田氏は、昭和45年3月、熊本県立農業講習所を卒業され、昭和45年4月からは農業に従事、昭和50年7月から南関町役場に勤務され、農林課長、建設課長及び福祉生活課長等を歴任、平成22年3月に定年退職され、地方公務員として、34年間従事され、農林関係や福祉行政など幅広い行政事務に詳しい方でございます。

また、退職後は、農業の傍ら、国勢調査の指導員や、平成25年4月からは南関町農業委員に就任され、現在も活躍されております。また、地域においては、柿原区長代理も務められ、様々な奉仕活動をはじめ、趣味を活かされ、地域における文化活動にも熱心な方でございます。経歴のとおり、人柄も温厚誠実、人格・見識とも優れた方でございます。

今回、人権擁護委員には、地域社会において、人権相談、人権啓発、人権救済など、各種の人権擁護活動に従事することが求められることから、地域社会において、信頼・人格・識見や中立公平さを兼ね備えた黒田則行氏をご推薦を申し上げる次第でございます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（酒見 喬君） 以上で提案理由の説明を終了します。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日17日は、午前10時に本会議場にご参集ください。

本日は、これで散会します。起立、礼、お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午後1時47分